

## 四季彩の杜をつくる会 寄付金規程

### (目的)

第1条 この規程は、四季彩の杜をつくる会(以下「当会」という。)が受ける個人からの寄付金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「寄付金」とは、当会が行う活動の支援のため、個人から提供される支援金をいう。なお、寄付金の金額は、原則として金1口(3,000円)以上とする。

### (寄付特典)

第3条 寄付を行った個人(以下「寄付者」という。)の特典を次の各号のとおりとする。

- (1)「四季彩の杜をつくる会」で行う植栽等のイベントに会員にならなくても参加できるものとする。ただし本人の希望がある場合に限る
- 2 当会は、前項に規定する寄付特典以外に、寄付金等の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、寄付者と協議の上で寄付特典を追加することがある。
- 3 本条に基づく寄付特典の期限は、前項に準じて寄付者と協議の上で当会が決定するものとする。

### (寄付の申込)

第4条 当会の理念及び活動に賛同した個人が寄付を申し込む場合は、ホームページ(個人の方へ 寄付金ご協力をお願い [https://hokkaido-shikisainomori.com/join p/](https://hokkaido-shikisainomori.com/join_p/))に記載する申込フォームに必要事項を入力、送信を行い提出するものとする。

### (寄付の承諾等)

第5条 申込みフォームを送信し、返信メールが届いた時点で当会は寄付を承諾したものとする。

2 当会担当者は、申込受領後次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、寄付の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。

- (1)法令に違反する場合又はその恐れがある場合

- (2) 寄付金により寄付者に譲与することが条件付けられている場合
  - (3) 寄付金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、又は使用させることが条件付けられている場合
  - (4) 寄付金等の使用について、寄付者による会計検査の実施が条件付けられている場合
  - (5) 寄付金の対価として何らかの利益又は便宜を供与することが条件に付されている場合
  - (6) 寄付金の受入れが当会の業務運営に支障をきたすおそれがある、又は社会通念上受け入れが不相当と認められる場合
- 3 寄付の承諾後、確認が必要な事項がある場合は、入力された電話番号に直接確認を行うことがある。

#### (寄付金の納付)

第6条 寄付者は、入力フォーム送信後に届く振込口座等の情報に基づき、2週間以内に手続きを行うものとする。

2 当会担当者は、寄付金を受領したとき、口座振込による入金については、寄付者から受領書発行の申し出があった場合を除き、寄付者の手元に残る口座振込の控えをもって受領書の発行に代えることができる。

3 いかなる事由があっても寄付金を現金で受領することはありません。

#### (寄付金等の使途)

第7条 寄付金は当会の活動である森林の整備、維持、保育、継続運用に要する経費に充て、その他の目的には使用しない。

#### (寄付の取下げ)

第8条 寄付者が、自己の都合により寄付を取り下げの場合、納付済みの寄付金は原則として返還しない。

2 寄付者が責めに帰さない理由により寄付を取り消したときは、納付済みの寄付金の未使用分を当該者に返還する。

3 前項の規定により返還する寄付金には利子を付さない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関し必要な事項は、当会代表が別途に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員の過半数の同意を経て行う。

附則 この規程は、2024年4月1日に制定し、同日から施行する。